

見直し検討の主な内容(案)

(1) 中堅・中小上場企業に対する簡素化・明確化

(例) 中堅・中小上場企業の場合に、内部統制の記録として利用できる社内作成文書としては、メモや引継書等で足り、よりフォーマルな文書は不要であることを例示

(2) 制度導入 2 年目以降可能となる簡素化・明確化

(例) 内部統制の評価対象範囲について、前年度の評価の状況が良好であった場合、評価対象範囲の更なる絞り込みを可能とする。(現行基準は、売上高等の 2/3 程度の事業拠点を評価することになっている。)

(3) その他の明確化

(例) 「重要な欠陥」の判断指標(現行は、税引前利益の 5%等が例示)の事例の追加

(注) 「重要な欠陥」とは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある内部統制上の不備を言い、開示が必要。

(4) 「重要な欠陥」の用語の見直し

「重要な欠陥」の用語は、企業自体に「欠陥」があるとの誤解を招くおそれがあるとの指摘があり、見直しを検討